

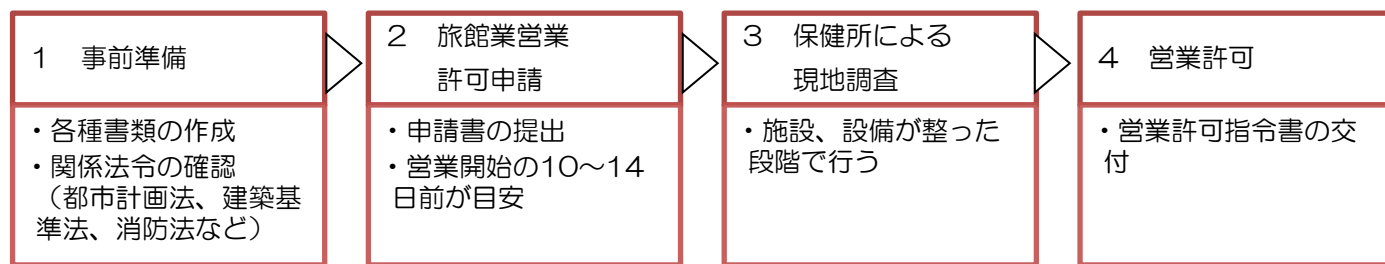
旅館業営業許可について

【はじめに】

旅館業の営業に当たっては、**旅館業法に基づく営業許可**を受ける必要があります。

また、**旅館業営業施設の設置**に当たっては、**都市計画法、建築基準法、消防法**など様々な法令の**規制を受ける**ので、**営業許可申請の前に、各法令を所管する公所にも相談**するようお願いします。

◆手続きの流れのイメージ



【旅館業営業許可申請時の提出書類等】

- 1 **旅館業営業許可申請書** (別紙 構造設備の概要を含む)
- 2 **営業施設の構造設備を明らかにする図面** (配置図、平面図及び断面図で縮尺を明示したもの)。
- 3 **営業施設の設置場所の周囲 200メートルの区域内の見取図** (その区域内に旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設(学校、児童福祉施設及び図書館等)がある場合にあっては、当該施設の位置及び当該営業施設の設置場所と当該施設の敷地との距離を明示したもの)。
- 4 申請者が法人である場合にあっては、**定款又は寄附行為の写し**
- 5 **申請手数料 22,000円** (青森県収入証紙による納付)

構造設備の基準・衛生措置の基準

申請前にチェックして下さい

◆構造設備の基準 (旅館業法施行令)

	旅館・ホテル営業	簡易宿所営業	下宿営業
客室の面積	7㎡以上 (寝台を置く客室は9㎡以上)	33㎡以上 (宿泊者が10人未満の場合は3.3㎡に宿泊者の人数を乗じた面積以上)	
階層式寝台		上段と下段の間隔1m以上	
玄関帳場	有すること (ICT設置の場合は省略可)	玄関帳場、フロント又はこれに類する設備を設けることが望ましい	
換気、採光、照明、防湿、排水設備	有すること		
入浴設備	有すること (近接して公衆浴場がある場合を除く)		
洗面設備	有すること		
便所	有すること		
100m以内に学校等がある場合	内部を見通すことを遮る設備		

◆衛生措置の基準 (県旅館業法施行条例)

旅館・ホテル営業	簡易宿所営業	下宿営業
<ul style="list-style-type: none"> ・換気、採光及び防湿を十分にすること。 ・照度を次のとおりとすること。 客室、応接室及び食堂については、50ルクス以上 浴室及び洗面所については、20ルクス以上 廊下、便所及び階段については、10ルクス以上、ただし、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)にあっては、5ルクス以上 ・客室、浴室(浴槽を除く。)、洗面所、便所等は、毎日1回以上清掃して常に清潔に保つこと。 ・客室、廊下その他適当な場所にくず入れを備えること。 ・便所に防虫及び防臭の設備を備えること。 ・便所に流水式の手洗い装置を設け、清浄な水を十分に供給すること。 ・浴室及び洗面所には清浄な水を十分に供給すること。 ・水を使用する場所は、排水が支障なく行われるようにすること。 ・寝具類は、常に清潔にし、敷布、浴衣及び枕カバーは、宿泊者一人ごとに洗濯したものと取り替えること。 ・客室にはその床面積三平方メートルにつき一人の割合を超えて宿泊者を収容しないこと。ただし、階層式の寝台を設けてある客室については、この限りでない。 		

注) 以上のほか、「旅館業における衛生管理要領」にも細かな基準があります。また、ごく一部の場合に限り、基準の特例があります。

詳しくは、相談時に施設の概要や営業の内容を確認の上ご案内します。

記入例

第1号様式(第3条関係)

青森県知事 殿

申請書を提出する日付けを記入

年 月 日

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

申請者 住所 **むつ市大字〇〇字〇一丁目〇-〇〇**

(電話番号) **0176-22-4261**

(法人にあつては、名称及び代表者の名称)

氏名 **株式会社 下北観光**

代表取締役 **下北 太郎**

旅館業営業許可申請書

旅館業法第3条第1項の規定による旅館業営業の許可を受けたいので、旅館業法施行規則第1条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

名称	ビジネス旅館むつ
所在地	むつ市大字××-×× (電話番号) 0175-31-1388
種別	旅館・ホテル営業
営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときは、その旨	(該当する施設)
構造設備の概要	別紙のとおり
旅館業法第3条第2項各号の該当の有無及び該当するときのその内容	有・無 } その内容
備考	

別紙

構造設備の概要

延べ床面積を記載すること

客室の床面積毎、全てを記載すること。

面積	敷地面積 1999.9 m²	建築面積 999.9 m²	延べ面積 2670.8 m²										
建物の構造	木造、コンクリートブロック造、鉄骨造、 鉄筋コンクリート造 、その他 () 3階建												
客室の広さ及び数	区分	1階			2階			3階			計		
	床面積	寝台無	寝台有	定員	寝台無	寝台有	定員	寝台無	寝台有	定員	寝台無	寝台有	定員
		15.45 m²	2	8				2		8	4		16
		12.35 m²	10	30	14		42	10		30	34		102
		11.85 m²		4					2	4		4	8
		m ²											
		m ²											
計	12	2	42	14		42	12	2	42	38	4	126	
浴室等	用水の種類	温泉 ・沸かし湯											
	区分	男			女			その他			計		
	浴室	延べ 40.25 m² ・ 2 箇所			延べ 40.25 m² ・ 2 箇所			延べ m ² ・ 箇所			延べ 箇所		
	浴室給水給湯栓	水 9 個・湯 9 個			水 9 個・湯 9 個			水 個・湯 個			水 個・湯 個		
洗面所	脱衣室	延べ 16.24 m² ・ 1 箇所			延べ 16.24 m² ・ 1 箇所			延べ m ² ・ 箇所			延べ 箇所		
	区分	1階			2階			3階			計		
	広さ及び数	延べ 15.15 m² ・ 1 箇所			延べ 15.15 m² ・ 1 箇所			延べ 15.15 m² ・ 1 箇所			延べ 箇所		
便所	給水給湯栓	水 3 個・湯 3 個			水 3 個・湯 3 個			水 3 個・湯 3 個			水 個・湯 個		
	区分	男子用			女子用			その他			計		
	便器数	延べ 9 個			延べ 12 個			延べ 12 個			延べ 個		
換気	種類	水洗式 (下水道・浄化槽)、くみ取式											
	施設	ロビー(帳場)	客室	応接室	食堂	浴室	洗面所	便所	廊下	階段			
	自然換気												
	換気機	空調設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	その他												
その他	照度(ルクス)												
	玄関帳場等	調理室			飲料水の種類			備考					
	有 ・無	有 ・無			水道水 ・井戸水								

- 注 1 換気の欄は、該当する箇所に○印を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦長とする。

問い合わせ先
〒035-0073 むつ市中央一丁目3-33
下北地域県民局地域健康福祉部保健総室(むつ保健所)生活衛生課
電話 0175-31-1388 / FAX 0175-31-1667

※担当職員が用務の都合で不在の場合がございますので、申請等で保健所へお越しの際は事前にご連絡をお願いします。